

(証券コード5707)
2025年2月12日
(電子提供措置の開始日 2025年2月5日)

株主各位

東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
東邦亜鉛株式会社
代表取締役社長 伊藤正人

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.toho-zinc.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討のうえ、次のご案内に従ってご送付またはご入力をお願い申しあげます。

インターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず抽選で1,000名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。応募方法はこちら→



[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年2月26日(水曜日)午後5時40分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に書かれた「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2025年2月26日（水曜日）午後5時40分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、同封の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 曰 時 2025年2月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9F

（開催場所を第125回定時株主総会会場から変更しております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。近隣の別の施設「ベルサール六本木」とお間違えなきようご注意ください。）

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件①

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

第3号議案 第三者割当によるB種劣後株式発行の件

第4号議案 定款一部変更の件②

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を記載させていただきます。

事前質問に関するご案内

本株主総会の開催に先立ち、目的事項に関するご質問を下記のとおりお受けいたします。いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項については、本株主総会当日にご説明させていただく予定です。

1. 事前質問の受付窓口

下記のメールアドレスに、必要事項をご記入のうえご質問をお寄せください。

【メールアドレス】 tohgm_qa@toho-zinc.co.jp

【必 要 事 項】 ①お名前 ②株主番号 ③ご住所 ④ご質問

2. 受付期間

2025年2月19日（水）17時40分 まで

3. 注意事項

- ・ご質問の内容は、本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は、要点を簡潔にご記載のうえ、300文字以内でお願いいたします。
- ・いただいたご質問の全てに回答するものではなく、個別のご回答はいたしかねますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2025年2月27日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年2月26日（水曜日）午後5時40分到着分まで



インターネットによる議決権行使

同封のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年2月26日（水曜日）午後5時40分まで

※書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様は、あらかじめ申し込まれた場合に限り、議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件①

1. 変更の理由

第2号議案及び第3号議案に係る第三者割当増資に基づくA種優先株式（第2号議案において定義し、以下同様とします。）及びB種劣後株式（第3号議案において定義し、以下同様とします。また、本A種優先株式と本B種劣後株式の発行を併せて以下「本第三者割当増資」といいます。）の発行のためA種優先株式及びB種劣後株式に関する規定を新設するとともに、発行可能株式総数の増加を目的として、現行定款に所要の変更を行うものであります。

本定款変更は、第2号議案乃至第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数)	第2章 株 式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,640万株</u> とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、 <u>普通株式及びB種劣後株式につき100株とし、A種優先株式につき1株</u> とする。
第8条～第12条 (条文省略)	第8条～第12条 (現行どおり)
(新設)	<u>第2章の2 A種優先株式</u>
(新設)	(剩余金の配当) <u>第12条の2 (A種優先配当金)</u> 当会社は、A種優先株式の発行日から1年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降、ある事業年度中に属する日を基準日として剩余金の配当をするときは、当該剩余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、第12条の11に定める優先順位に従い、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剩余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2、(A種優先配当金の額) (1) A種優先配当金の額は、A種優先株式の1株あたりの払込金額（本項第(3)号及び第(4)号に従って調整

現 行 定 款	変 更 案
	<p>された場合は、調整後の価額。以下「<u>払込金額相当額</u>」という。)に、年率9.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剩余金の配当（本条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、本項第（2）号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本号に従い計算されるA種優先配当金の額の剩余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(2) 本項第（1）号にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剩余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剩余金の配当において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、本項第（1）号に従って計算される額に、当該剩余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(3) 当会社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下、本号において同じ。）を行う場合、次の算式により払込金額相当額を調整する。なお、次の算式中の「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当会社が保有するA種優先株式を処分する場合には、次の算式中の「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は、「処分する当会社が保有するA種優先株式の数」と読み替えるものとする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p style="text-align: center;"> $\begin{array}{c} \begin{array}{ccccc} & \text{A種優} & & \text{A種優} & \\ & \text{先株主} & \text{への割} & \text{先株主} & \\ & \text{への割} & \text{当てに} & \text{への割} & \\ & \text{のA種} & \text{際して} & \text{当てに} & \\ & \text{優先株} & \text{払い込} & \times \text{より発} & \\ & \text{式の發} & \text{まれる} & \text{行され} & \\ & \text{行済株} & \text{1株当} & \text{るA種} & \\ & \text{式數} & \text{たりの} & \text{優先株} & \\ & & \text{払込金} & \text{式の數} & \\ \hline \text{調整前} & \times & + & \times & \\ \text{の払込} & & & & \\ \text{金額相} & & & & \\ \text{当額} & & & & \\ \hline \text{調整後} & & & & \\ \text{の払込} & = & & & \\ \text{金額} & & & & \\ & & \text{A種優先株主への割} & \text{当て後の} & \\ & & \text{A種優先株式の發行済株式数} & & \end{array} \\[10pt] \text{調整後の払込金額相当額は、A種優先} \\ \text{株主への割当てを行う場合はA種優先} \\ \text{株主への割当ての効力発生日（A種優} \\ \text{先株主への割当てにかかる基準日を定} \\ \text{めた場合は当該基準日の翌日）以降こ} \\ \text{れを適用する。その他A種優先株主へ} \\ \text{の割当てに類する事由が発生した場合} \\ \text{は、払込金額相当額は、取締役会決議} \\ \text{により適切に調整される。} \end{array}$ </p> <p>(4) 当会社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額相当額を調整する。なお、次の算式中の「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p style="text-align: right;"> $\frac{\text{調整後の払込金額相当} = \frac{\text{払込金額相当}}{\text{額}} \times \frac{\text{株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数}}$ </p> <p>調整後の払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合の効力発生日（当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。</p> <p><u>3、(参加条項)</u></p> <p>(1) 当会社がA種優先株主等に対して、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）を配当した後、普通株主等（第12条の11第1項に定める。以下同じ。）に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主等に対して、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にA種転換比率（その時点でのA種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額（下記第12条の3第3項に定める。）の合計額を、下記第12条の7第3項乃至第5項に定める転換価額で除した数をいう。以下同じ。）を乗じた額（なお、</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。)と同額の剰余金の配当を行う。</p> <p>(2) 本条第2項その他別段の定めにかかわらず、A種累積未払配当金相当額及びA種優先配当金が支払われる前においても、当会社は、A種優先株主等に対して、普通株主等と同順位で、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にA種転換比率を乗じた額の配当を同時に行う場合には、普通株主等に対する配当を行うことができる。この場合におけるA種優先株主等に対する配当額は、A種累積未払配当金相当額及びA種優先配当金には充当されない。</p> <p>4、(累積条項)</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、本条第2項第(2)号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本条第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>においては、本条第2項第(1)号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利9.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。本項に従い累積する金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第12条の11に定める優先順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係るA種累積未払配当金相当額がある場合は、最も古い事業年度に係る当該A種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(残余財産の分配)</p> <p><u>第12条の3 (残余財産の分配)</u></p> <p>当会社は、残余財産を分配するときは、<u>A種優先株主等に対し、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。</u>ただし、本項においては、<u>残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。</u>なお、<u>A種残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>2、(参加条項)</p> <p>(1) 当会社の残余財産を分配する場合において、<u>A種優先株主等に対して本条第1項に従いA種残余財産分配額の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主等に対して、B種劣後株主及びB種劣後株式の登録株式質権者（B種劣後株主と併せて、以下「B種劣後株主等」という。）に先立ち、本号に従い普通株主等に対して行う残余財産の分配の総額が、A種残余財産分配額の総額とあわせて、清算の開始原因の発生時点における当会社の最終事業年度に係る貸借対照表上の純資産額に満つるまで、残余財産の分配を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(2) 普通株主等に対して本項第（1）号に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、A種優先株主等に対し、普通株主等及びB種劣後株主等と同順位で、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額にA種転換比率を乗じた額（なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）を支払う。</p> <p>3、(日割未払優先配当金額) <u>優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第12条の2 第2項第（1）号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。</u></p> <p>(議決権) <u>第12条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得請求権) <u>第12条の5（金銭対価取得請求権）</u></p> <p><u>A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日に、A種優先株主に対して、本条第2項に定めるA種優先株式取得価額の金銭を交付するものとする。ただし、同一の金銭対価取得請求日に複数のA種優先株主から会社法第461条第2項所定の分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は各A種優先株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2、(A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額)</p> <p>A種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求日におけるA種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第12条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3、(金銭対価取得請求受付場所)</p> <p>株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部</p> <p>4、(金銭対価取得請求の方法及び効力発生)</p> <p>金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類が本条第3項に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得条項) <u>第12条の6（金銭対価強制取得）</u> <u>当会社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、本条第2項に定めるA種優先株式強制取得価額の金銭を対価として、A種優先株主から、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、取得すべきA種優先株式を決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2、(金銭対価強制取得の対価となる金銭の額)</p> <p>A種優先株式強制取得価額は、金銭対価強制取得日（ただし、金銭対価強制取得日が、A種優先株式の発行日から7年間を経過する日よりも前の場合は、当該7年間経過後最初に終了する事業年度の末日を金銭対価強制取得日として本項を適用する。以下、本項において同じ。）におけるA種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価強制取得に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第12条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価強制取得日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価強制取得に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権) <u>第12条の7 (普通株式対価取得請求権)</u></p> <p><u>A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下「A種請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「A種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、A種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、A種請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2、(A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額にA種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、本条第3項乃至第5項で定める転換価額を4で除して得られる額で除した数とする。なお、本項の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第12条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「A種普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、A種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>3、(当初転換価額)</p> <p>転換価額は、当初、A種普通株式の発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の終値とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>4、(転換価額の修正)</p> <p>転換価額は、A種優先株式の発行日以降の毎年5月末日及び11月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日の東証における普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が520円（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額がA種普通株式の発行決議日の直前取引日の東証における普通株式の普通取引の終値（以下「上限転換価額」という。）を上回るときは、転換価額は上限転換価額とする。なお、転換価額が本条第5項により調整された場合には、下限転換価額又は上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>5、(転換価額の調整)</u></p> <p>(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{調整後の転換価額}}{\text{調整前の転換価額}} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。</p> $\frac{\text{調整後の転換価額}}{\text{調整前の転換価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後の転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③本項④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{調整後の転換価額}}{\text{調整前の転換価額}} = \frac{\frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数})}{\text{新たに発行する普通株式の数}} \times \frac{1}{\text{株主割当日の時価}}}{\frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{新たに発行する普通株式の数}}}$

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本項第（4）号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本項第（4）号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 本項第（1）号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(4) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、転換価額を調整すべき事由について東証が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東証が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東証において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(5) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(6) 本条に定める転換価額の調整は、A種優先株式と同日付で発行される当会社のB種劣後株式については適用されないものとする。</p> <p>6、(普通株式対価取得請求受付場所) 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>7、(普通株式対価取得請求の方法及び効力発生) <u>A種普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力はA種普通株式対価取得請求に要する書類が本条第6項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。</u></p> <p>8、(普通株式の交付方法) <u>当会社は、A種普通株式対価取得請求の効力発生後、A種普通株式対価取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第12条の8 (株式対価強制取得)</u></p> <p><u>当会社は、A種優先株式の発行日から7年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「A種株式対価強制取得日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を交付することができる（以下「A種株式対価強制取得」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主等が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種優先株主等から取得すべきA種優先株式を決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>2、(株式対価強制取得により交付する普通株式の数)</u></p> <p><u>A種株式対価強制取得に基づき当会社がA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額にA種株式対価強制取得に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、第12条の7第3項乃至第5項で定める転換価額を4で除して得られる額で除した数とする。なお、本項の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第12条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「A種株式対価強制取得日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、A種株式対価強制取得に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第12条の9 A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を得なければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第12条の10 当会社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びA種優先株式について、それぞれ同一の割合で行う。</p> <p>2、当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で与える。</p> <p>3、当会社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。</p> <p>4、当会社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で、与える。</p> <p>5、当会社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。</p> <p>6、当会社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同一の割合で変更する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第12条の11 第12条の2第3項第（2）号に定める場合を除き、A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剩余金の配当の優先順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剩余金の配当が第3順位とする。</u></p>
(新設)	<p><u>第2章の3 B種劣後株式</u></p>
(新設)	<p><u>(剩余金の配当)</u></p> <p><u>第12条の12（B種劣後配当金）</u></p> <p><u>当会社は、B種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）に対し、剩余金の配当を行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第12条の13 当会社の残余財産を分配する場合において、A種優先株主等に対して第12条の3に従いA種残余財産分配額の残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主等に対して、B種劣後株主等に先立ち、本項に従い普通株主等に対して行う残余財産の分配の総額が、A種残余財産分配額の総額とあわせて、清算の開始原因の発生時点における当会社の最終事業年度に係る貸借対照表上の純資産額に満つるまで、残余財産の分配を行う。</u></p> <p><u>2、普通株主等に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、B種劣後株主等に対し、A種優先株主等及び普通株主等と同順位で、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に第12条の15第3項及び第4項に定める転換比率を乗じた額(なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。)を支払う。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第12条の14 B種劣後株主は、株主総会において議決権を有する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第12条の15 (普通株式対価取得請求権)</p> <p><u>B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下「B種請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「B種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、B種普通株式対価取得請求に係るB種劣後株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、B種請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>2、(B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)</u></p> <p><u>B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種普通株式対価取得請求に係るB種劣後株式の数に次項以下に定める転換比率を乗じて得られる数とする。また、B種普通株式対価取得請求に係るB種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>3、(当初転換比率)</u></p> <p><u>転換比率は、当初、1.0とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>4、(転換比率の調整)</u></p> <p>(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換比率を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換比率を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{調整後の転換比率}}{\text{調整前の転換比率}} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後の転換比率は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換比率を調整する。</p> $\frac{\text{調整後の転換比率}}{\text{調整前の転換比率}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後の転換比率は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③本項④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換比率調整式」という。）により転換比率を調整する。転換比率調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後の転換比率は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $ \begin{aligned} & \text{調整後の} = \frac{\text{調整前の}}{\text{転換比率}} \times \frac{\frac{\text{発行済普通株式数}}{\text{当会社が保有する普通株式の数}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{転換比率}} \end{aligned} $

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本項第（4）号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換比率調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の転換比率とする。調整後の転換比率は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換比率は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本項第（4）号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換比率調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の転換比率とする。調整後の転換比率は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換比率は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 本項第（1）号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種劣後株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換比率、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を行ふものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換比率の調整を必要とするとき。</p> <p>②転換比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換比率の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換比率の調整を必要とするとき。</p> <p>(3) 転換比率の調整に際して計算が必要な場合は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(4) 転換比率調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後の転換比率を適用する日（ただし、転換比率を調整すべき事由について東証が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東証が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東証において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(5) 転換比率の調整に際し計算を行った結果、調整後の転換比率と調整前の転換比率との差が0.1%未満にとどまるときは、転換比率の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(6) 本条に定める転換比率の調整は、B種劣後株式と同日付で発行される当会社のA種優先株式について適用されないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>5、(普通株式対価取得請求受付場所) <u>三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部</u></p> <p>6、(普通株式対価取得請求の方法及び効力発生) <u>B種普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力はB種普通株式対価取得請求に要する書類が本条第5項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。</u></p> <p>7、(普通株式の交付方法) <u>当会社は、B種普通株式対価取得請求の効力発生後、B種普通株式対価取得請求をしたB種劣後株主に対して、当該B種劣後株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得条項) <u>第12条の16（株式対価強制取得）</u></p> <p>当会社は、B種劣後株式の発行日から7年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「B種株式対価強制取得日」という。）が到来することをもって、B種劣後株主等に対して、B種劣後株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を交付することができる（以下「B種株式対価強制取得」という。）。なお、B種劣後株式の一部を取得する場合において、B種劣後株主等が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種劣後株主等から取得すべきB種劣後株式を決定する。</p> <p><u>2、（株式対価強制取得により交付する普通株式の数）</u></p> <p>B種株式対価強制取得に基づき当会社がB種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種普通株式対価取得請求に係るB種劣後株式の数に第12条の15第3項及び第4項に定める転換比率を乗じて得られる数とする。また、B種株式対価強制取得に係るB種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(株式の譲渡制限)</u></p> <p><u>第12条の17</u></p> <p><u>B種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を得なければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第12条の18 当会社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びB種劣後株式について、それぞれ同一の割合で行う。</u></p> <p><u>2、当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種劣後株主にはB種劣後株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で与える。</u></p> <p><u>3、当会社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、B種劣後株主にはB種劣後株式の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。</u></p> <p><u>4、当会社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種劣後株主にはB種劣後株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で与える。</u></p> <p><u>5、当会社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種劣後株主にはB種劣後株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	6、当会社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びB種劣後株式のそれぞれの単元株式数について同一の割合で変更する。
第13条～第18条 (条文省略) (新設)	第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり) (種類株主総会) 第18条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 2、第13条、第14条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 3、第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。
第19条～第44条 (条文省略) (期末配当金等の除斥期間) 第45条 (条文省略) 2、未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	第19条～第44条 (現行どおり) (期末配当金等の除斥期間) 第45条 (現行どおり) 2、普通株式については、未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。
附則 (条文省略)	附則 (現行どおり)

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の要領にて、株式会社アドバンテッジパートナーズ（以下「AP」といいます。）がサービスを提供するファンド（以下「APファンド」といいます。）に対する第三者割当によるA種優先株式（以下「本A種優先株式」といいます。）を発行いたしたいと存じます。

なお、本A種優先株式の発行条件は当社のおかれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、APファンドとの間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、当社は、本A種優先株式の発行について有利発行に該当しないと判断しております。しかしながら、市場価格のない種類株式の価値評価については様々な考え方があり得ること等から、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の規定に基づき、本議案について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本A種優先株式がAPファンドに対して割り当てられ、かつ本A種優先株式の全部について転換価額の下限である520円をもって当社普通株式に転換された場合、希薄化率は約170.4%となるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、本臨時株主総会において株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

本A種優先株式の発行は、全ての議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 第三者割当による種類株式を発行する理由

I. 本件の背景・目的

当社は亜鉛と鉛の製錬事業を中心とした事業を展開し、2010年以降に資源事業をポートフォリオに加え現在に至っており、連結グループでは製錬事業、環境・リサイクル事業、資源事業、電子部材・機能材料事業の各事業、従業員数1,107名の体制となっております。

亜鉛製錬事業においては、市況変動が大きく価格転嫁が困難な事業環境であるのに加え、近年の電力料金及びエネルギー価格の高止まりと亜鉛鉱石の市況悪化により高コストな事業構造となっておりました。そのような状況の中で、財務体力の低さのために設備投資を含む事業構造の見直しを進められなかった結果、経常赤字が継続しました。これらの対応策として、国内需要の減少傾向も視野に入れた減産、リサイクル原料比率の引き上げによる収支改善を図ってまいりましたが、低収益性の事業となっておりました。

資源事業においては、製錬事業のための鉱石の長期安定確保と製錬に代わる収益源を求めて豪州CBH Resources Limitedによる鉱山事業へ進出したことは、当時の内外環境を鑑みても合理性があったと考えております。しかしながら、鉱体構造が複雑であり

採掘条件が厳しく生産コストが高い鉱山であったことや、豪州におけるマネジメントやガバナンス体制の整備に苦戦を強いられたこと等の要因により長年にわたり厳しい収支が続きました。主力のラスプ鉱山については、主力鉱体の終掘に伴い次期鉱体への移行を検討しましたが、事業性が見込めないため2024年末までの閉山を決定した結果、2024年3月期に大きな減損損失を計上いたしました。また、アブラ鉱山についても、投資額が限定的で良質な次世代の鉱山であると判断して参画を決定しましたが、エネルギー価格や人件費が高騰したことや、大雨の影響により鉱山の開発操業が遅延したこと等の要因により、操業立上げステージにおいて収支と資金繰りが大きく悪化しました。資源事業を展開するにあたり、保守的にリスクシナリオの検証を行っておりましたが、地政学リスクと環境の大きな変化が重なり、結果的に多額の損失が発生いたしました。

これらに加えて中国事業からの撤退により当社の財務基盤は大きく棄損し、2024年3月期において、当期純損益は▲460億円を超える赤字となりました。連結総資産は前期比478億円減少し27億円となり、自己資本比率は2.5%に急落いたしました。2024年10月において取引金融機関と総額110億円のコミットメントライン契約（現在契約期間1か月・最長延長期間2025年3月31日）を締結しておりますが、財務状況は大変厳しい状態となっております。

これらの問題の背景に共通するものとして、不採算事業に対する抜本的な梃入れの経営判断が遅れたこと、また、財務体力を超えた投資判断を行ったことなど、当社の長年の経営ガバナンスの不在と、現状維持を是とし変革を探求しない経営体質があったものと痛切に認識しております。

当社は2024年6月に刷新された新経営体制のもと、不採算事業の状況とその原因となった経営上の問題を十分に理解したうえで、偏重した経営資源を基盤事業と成長事業へ配分し、変化に挑戦する企業文化・意識改革を推し進める新しい東邦亜鉛へ成長するために、このたび新たな事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）を取りまとめました。なお、本事業再生計画の内容は、当社とAPファンドによる十分な協議に基づく両社の一致した課題認識と事業再生に向けた強い意思を反映したものであります。

II. 本事業再生計画の概要

財務基盤が大きく棄損した当社が、かかる状況から脱却し、抜本的な事業再生を果たすためには、不採算事業からの撤退・再編を実行し、基盤事業と成長事業の収益性強化、財務基盤の正常化、経営管理体制の強化を図ることが不可欠であると判断しております。不採算事業については、希望退職による人員削減及び配置転換を伴う構造改革により撤退・再編を行うとともに、競争力を有し成長が見込まれる事業に対しては前向きな投資を行うことで事業成長を実現することが必須であると判断しております。そのため

めには、撤退・事業再編における構造改革に伴う巨額の特別損失等で棄損する資本の増強とともに、金融機関からの継続的な支援の維持、また、基盤事業と成長事業への投資のため、本A種優先株式の発行並びにAPファンド及び株式会社辰巳商会（以下「辰巳商会」といいます。）に対するB種劣後株式の発行、さらには阪和興業株式会社との業務提携が必要不可欠となります。

当社は、本第三者割当増資により財務体質を大きく改善させるとともに、抜本的な構造改革と、強固な事業ポートフォリオの構築に向けて事業の「選択と集中」に取り組み、本事業再生計画に基づく各施策を推進することにより、事業の抜本的再生を図る覚悟であります。

当社は、今後5年間を事業再生期間とし、当社が永続的に成長する企業体に進化するための期間と位置付けることいたします。本事業再生期間の前半においては、不採算事業からの撤退・再編を完遂するとともに、基盤事業と成長事業の事業強化と収益拡大に取り組んでまいります。加えて、この期間中に永続的な成長のための新たな収益モデルの構築と市場開拓の実現に向けて取り組んでまいります。これらの活動においては変化に挑戦する企業文化・意識改革を推し進め、当社の事業ポートフォリオを「循環型社会」「脱炭素」「環境問題対応の技術力」及び「顧客に認められる開発力」の観点から再構築し、社会インフラを支えるリサイクリングのリーディングカンパニーをめざします。

III. 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、本第三者割当増資の実施を決定するまで、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から様々な資金調達手法を検討いたしましたが、当社の財務体質の抜本的な改善に向けた構造改革の実行による収益性改善及びキャッシュ・フローの安定化の実現が急務であり、当社が希望する時間軸での必要な資本性資金の調達及び財務体質の改善が、迅速かつ確実に見込まれる方法が最も重要な考慮要素であると考えました。

この点につき、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達は、一定の時間を要するとともに、財務体質の改善を図ることができず、かつ、金融機関に対しては上記のとおり、既存借入の条件変更を依頼している状況であることも踏まえると、これらの資金調達手法は現実的又は利用可能な手段ではなく、資本性の資金調達を行うことにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。また、一般の投資家を対象とする公募増資による普通株式の発行については、2025年3月期第1四半期決算にて公表した当社の連結財務諸表の注記においても「継続企業の前提に関する注記」が記載されている状況にあり、証券会社の引受審査を経て行われる公募増資の確実な実施は困難であり、最終的には資金調達が不明であり、確実に一定の資金調

達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。この点につき、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた株主の皆様の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけるとも限らないため、同様に、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

加えて、第三者割当増資による普通株式の発行についても検討いたしましたが、不採算事業の撤退・再編を含む事業再生計画を前提とした場合、2025年3月期には財務再構成が必須となる当社の財務状況からも実現可能性は低く、実際に普通株式の発行を前提としたスポンサー候補はありませんでした。

その他、株式公開買付けを伴ういわゆるマネジメント・バイアウトを行い、当社を非公開化した上で、追加的に資本注入を行うといった手法もあり得るところですが、当該手法では非公開化に伴い当社の取引先との信用性の変化も考えられることから現実的ではないと判断いたしました。また、既存の株主にとっては、株式売却の機会が確保される一方で、本第三者割当増資の実行を伴う本事業再生計画の遂行により、財務状況が抜本的に改善・強化されるとともに、今後の持続的な成長によって、企業価値が向上していくことを想定しておりますため、当社株式を非公開化するよりも、当社の上場を維持して、本事業再生計画を遂行することで更なる株式価値の拡大に資する可能性があると考えております。

そのような中、かかる事態を開けるため、当社は、後記「V. (1) 割当予定先を選定した理由」のとおりスポンサー選定を実施し、当社とAPファンド及び辰巳商会との間で第三者割当増資による資金調達について協議・交渉を行う中で、当社としては、本第三者割当増資が当社の置かれた厳しい経営状況に最も適した資金調達手法であるという結論に至りました。

以上の点に関して、当社の監査等委員会（取締役3名（うち社外取締役2名）により構成）は本第三者割当増資が、既存株主に対して潜在的に約299.8%という大幅な株式の希薄化を生じさせるものであることから、株主の委任により経営を監視する立場にある者として、当社経営陣との間で数ヶ月間に亘って、発行条件の見直しや取引先・金融機関その他のステークホルダーに協力要請すべき内容等を含め多面的な観点から検討及び協議を行ってまいりました。そして、2024年12月18日開催の取締役会において監査等委員会は、①早急な収益構造改革を断行したいという当社執行側の経営判断は理解できること、②本事業再生計画は、早い段階から、法務及び財務・会計の外部専門家の助言を受けた上で、計画内容及びその策定過程の適法性及び妥当性を確保しながら策定されてきたこと、③本第三者割当増資にかかる発行条件は、第三者評価機関である株式会

社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に委託し、その妥当性について検証が行われた上で決定されたものであること、④本第三者割当増資は、当社株主総会における特別決議による承認を得ることを条件としており、既存株主の意思を直接確認した上で実施されるものであること等を総合的に勘案し、本第三者割当増資（関連議案を臨時株主総会に付議することを含む）の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明しております。なお、監査等委員会からは、上記意見の表明にあたって、①本第三者割当増資は高度に複雑な内容を含んでおり、全ての株主が適正に議決権を行使できるよう、特に希薄化等のデメリット部分については丁寧に説明すべきであること、②主要設備の停止を予定している亜鉛製鍊事業は長い歴史を有する当社の祖業であり、多様なステークホルダーに生じる可能性の高い負の影響に十分に配慮し当社の社会的責任を全うすべきであること、ということが併せて述べられております。

IV. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定期報及びその具体的内容

当社は、本第三者割当増資の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社、AP、APファンド、辰巳商会及び当社の取引金融機関から独立した第三者評価機関であるプルータス・コンサルティングに対して、本A種優先株式及び本B種劣後株式の価値分析を依頼したうえで、プルータス・コンサルティングより、第A種優先株式及び第B種劣後株式価値算定期報を取得しております。プルータス・コンサルティングは、当社普通株式の想定株価のレンジ、株価変動性（ボラティリティ）、予定配当額、無リスク利子率、当社の行動（発行から約7年後には、本A種優先株式の元本償還を行う等。）及び割当先の行動（本A種優先株式について、株価が転換価額を超えている場合、普通株式に転換する等。本B種劣後株式について、発行日より約7年後以降、普通株式対価の取得請求権を行使し、普通株式に転換し売却する等。）等について一定の前提を置き、一般的な価値算定期報モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本A種優先株式及び本B種劣後株式の価値分析を実施しており、DCF法による当社普通株式の想定株価のレンジを前提とした場合の、本A種優先株式及び本B種劣後株式の価値分析の結果は以下のとおりです。

[本A種優先株式]

総額：約2,820百万円～3,450百万円

1株当たり：約940円～1,150円

[本B種劣後株式]

総額：約3,375百万円～4,725百万円

1株当たり：約192円～269円

一方、市場株価法による当社普通株式の想定株価のレンジを前提とした場合の価値分析の結果は、本A種優先株式で1株当たり約2,650円～3,070円、本B種劣後株式で1株当たり約347円～380円と、額面金額と乖離が大きいが、DCF法による当社普通株式の想定株価のレンジを前提とした場合、本A種優先株式の払込金額（1株当たり1,000円）及び本B種劣後株式の払込金額（1株当たり256.60円）は、上記のとおり、価値分析結果のレンジに含まれている、との評価となります。また、本A種優先株式に関し、当初転換価額で普通株式を対価とする取得請求権が行使される場合、本A種優先株式の保有者は、理論上、当社株式を1株当たり188円で取得することになり、当該取得相当額のディスカウント率は、2024年12月17日の東京証券取引所における当社普通株式の終値752円に対して、75.0%となります。転換価額が下限の520円の状況で同取得請求権が行使される場合には、理論上、当社株式を1株当たり130円で取得することになり、当該取得相当額のディスカウント率は、同終値752円に対して、約82.7%となります。また、本B種劣後株式に関しても、同様に、本B種劣後株式の保有者は当社株式を1株当たり256.6円で取得が可能となることになりますが、当該取得相当額のディスカウント率は、同終値752円に対して、約65.9%となります。

もっとも、当社は、上記種類株式価値算定書や、本A種優先株式及び本B種劣後株式の発行条件は当社のおかれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、上記種類株式の発行は有利発行には該当しないと判断しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に伴い発行される本B種劣後株式の議決権数175,368個は、2024年9月30日現在の当社の総議決権数135,449個の約129.5%に相当いたします。また、本A種優先株式には議決権がついていないものの、APファンドとの合意上、本A種優先株式には、原則として発行日より1年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降、いつでも、その保有者が、A種優先株式1株につき「取得日における償還価額÷(転換価額÷4)」で算出される株式数の当社普通株式を取得できる取得請求権を付す予定となっております。さらに、B種劣後株式にも普通株式を対価とする取得請求権が付されており、これらの取得請求権の行使によって、本A種優先株式及び本B種劣後株式の発行による潜在的な議決権の希薄化率は約299.8%となります。また、将来、本A種優先株式の保有者であるAPファンドが、発効日より1年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降、当社普通株式を取得できる取得請求権の一部あるいは全てを直ちに行使することなく本A種優先株式を保有し続け、A種優先株式累積未払配当金相当額及びA種優先株式日割未払優先配当金額が発生・増加した場合には、

希薄化率はさらに大きくなる可能性があります。

このように、本A種優先株式（及び本B種劣後株式）の発行及び取得請求権の行使により、株式の希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社といたしましては、①本第三者割当増資により、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用等の確保を図ることができること、②本第三者割当増資により資金を得ることは、当社の事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものであること、③後記「V. (1) 割当予定先を選定した理由」のとおり、適正かつ公正なスポンサー選定を実施した中で、APファンドによる出資以上の条件で出資を検討する支援姿勢を示したスポンサーは存在しなかったこと、④辰巳商会に関しても、当社の重要な取引先として、APファンドと共に出資し、かつ、劣後株式での出資のご支援をいただけることとなり、さらに自己資本が増強されること、⑤本第三者割当増資直後の顕在希薄化率は約129.5%であるところ、本A種優先株式及び本B種劣後株式の保有者による普通株式への転換可能時期は、APファンド及び辰巳商会との合意上、上記のとおり原則として発行日より1年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降であること、また、本A種優先株式の転換価額の修正は6か月に1回を超えない頻度でのみ行われることから、急激な希薄化に対する一定の配慮もなされているものと考えられること、⑥本事業再生計画の実行により将来的な株主利益の向上が見込まれること等に鑑み、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると考えております。

V. 割当予定先を選定した理由等

(1) 割当予定先を選定した理由

当社は、前記「I. 本件の背景・目的」に記載のとおり、足下の厳しい経営環境から脱却するためには、本事業再生計画の各最重要施策を確実に実施することが必要不可欠であり、前記「III. 本第三者割当増資を選択した理由」に記載のとおり、本第三者割当増資の実施を決定するまで、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、様々な資金調達手法を検討いたしましたが、当社の財務体質の抜本的な改善に向けた構造改革の実行による収益性改善及びキャッシュ・フローの安定化の実現が急務であり、当社が希望する時間軸での必要金額の調達及び財務体質の改善が、迅速かつ確実に見込まれる方法が最も重要な考慮要素であると考え、外部投資家から確実な資本性資金の提供や事業面での各種支援をいただき、必要な資金やリソースを確保することが必要不可欠であるとの考えに至りました。

このような考え方の下、具体的に外部投資家の探索及び協議を進めるべく、リーガルアドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を、ファイナンシャルア

ドバイザーとしてPwCアドバイザリー合同会社をそれぞれ起用したうえで、2024年2月以降、複数社の金融投資家や事業会社に対してスポンサー候補としての出資検討を依頼し、当社に対し資本性資金を提供いただける外部投資家を探査することといたしました。

具体的なスポンサー探査としては、再生局面での支援実績があり、当社の必要とする資本性資金の水準での支援の検討が可能と見込まれる金融投資家複数社及び当社の必要とする資本性資金の水準で支援の可能性を有し取引関係も有する事業会社複数社に出資検討を依頼してまいりました。かかる探査の結果、2024年6月に金融投資家及び事業会社のそれぞれ複数社より出資の検討可能性を示す初期的な意向表明書を受領いたしました。その中で、当社が検討していた事業再生計画の遂行に向けた出資の検討可能性があるご提案をいただいた複数社と、さらに具体的な協議を進めるべく、2024年7月から同社らによるデュー・ディリジェンスを実施してまいりました。

その後、同社らからデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ2024年9月から10月により具体的な出資提案を各社からそれぞれ受領しました。当社としては調達金額の最大化を図るべく、APファンド及び辰巳商会を含む複数社のコンソーシアムによる出資を打診しましたが、全ての関係者の出資を前提とし、かつ調達金額を最大化すると、現在の出資条件よりも希薄化率が大きくなるなど、株主及び投資家の皆様へのご負担がより大きな内容となるおそれがありました。そのため、当社は、株主及び投資家の皆様へのご負担が大きくならないよう、調達金額についてAPファンド及び辰巳商会を含む複数社との間で最大限かつ慎重に幾度も協議を重ねてまいりました。そのような交渉の結果、十分な調達金額を確保するとともに、希薄化を抑制し、各ステークホルダーへの影響が最も小さくなるような内容でAPファンド及び辰巳商会との合意に至りました。

APは、APファンドを管理・運営する投資ファンド運営会社であり、日本のプライベート・エクイティ市場のパイオニアとして、1997年に日本初のバイアウト専用ファンドに対して投資案件発掘、分析、諮詢等のサービス提供を開始し、日本のプライベート・エクイティ投資市場の黎明期からリーダーとして市場の立ち上げを担ってきた国内独立系サービスプロバイダーです。APがサービスを提供するファンドは、70件以上の投資実績を持ち、特に、事業再生案件においても業界で有数の経験を有しております、それぞれの案件において、社内外の関係者の合意形成、及び経営陣・従業員の皆様の経営参画意識醸成に努め、事業再生を実現してきたとのことです。APは、「ファンド投資先企業を、ファンドから離れた後も強く競争力を保ち、地球環境問題や社会的課題の解決に貢献しながら永続的に成長する企業へと発展させる」という理念の下、当社に対し、具体的な経営支援策として、①事業再生期間における関係者の合意形成と継続支援、②事業撤退・再編の着実な実行と再成長のための投資実行における

プロジェクト支援、③既存顧客に対する競争力の維持・拡大及び新規顧客獲得の積極的な支援、④成長する企業としての経営人材育成の仕組み作り、⑤指標の見える化を通じた経営への規律の導入、⑥DX支援といった内容をご提案いただいております。

株主及び投資家の皆様へのご負担が大きいことは重々承知しておりますが、以上のAPの特性、これまでの投資実績も勘案すると、本事業再生計画の遂行に必要なアドバイス及びガバナンス支援を提供していただけると確信し、当社の企業価値を向上させるパートナーとして、APファンドの出資を受け入れることが現時点において当社が取りうる最善の選択肢であるとの判断に至ったため、今般、APファンドからの出資の受け入れを決定いたしました。

また、APファンドからの出資の受け入れとともに、当社の取引先である辰巳商会にも出資のご検討を打診したところ、APファンドと共同出資する形で、本B種劣後株式の発行条件と同様の条件かつ、出資金5億円で本B種劣後株式の引受に応諾いただきました。辰巳商会からは、取引先として当社の資本増強にご協力いただく支援とともに、総合物流企業として100年培ったノウハウ、規模、ネットワークを活用し、当社のサプライチェーンを総合的にサポートしていただけるとのことです。

(2) 割当予定先の保有方針

割当する株式の保有方針について、本A種優先株式及び本B種劣後株式のいずれについても、保有株式の形態を問わず、APファンドからは中期的に、辰巳商会からは、長期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。但し、APファンデは、本A種優先株式及び本B種劣後株式を普通株式に転換することを基本方針としつつ、本A種優先株式及び本B種劣後株式の転換によって当社普通株式が交付された場合には、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。もっとも、APファンドによれば、本第三者割当増資後、引受契約に従い、当社のリファイナンスの完了前に、総議決権数の50.1%を下回る形での転換後普通株式の譲渡を想定されておらず、また、当社の財務状況を鑑みたうえで市場動向次第等では、金銭対価取得請求権行使することもありうることです。

2. A種優先株式の要項

(1) 株式の名称

東邦亜鉛株式会社A種優先株式

(2) 募集株式の数

3,000,000株

(3) 募集株式の払込金額

1株につき1,000円

(4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 1,500,000,000円（1株につき、500円）

資本準備金 1,500,000,000円（1株につき、500円）

(5) 払込金額の総額

3,000,000,000円

(6) 払込期間

2025年2月28日から2025年3月13日

(7) 発行方法

第三者割当の方法により、A種優先株式3,000,000株を以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズVII号	1,261,164株
APCP VII, L.P.	579,660株
CJIP (AP) VII, L.P.	388,926株
JBO(AP) VII, L.P.	587,283株
AP Reiwa F7-A, L.P.	75,027株
AP Reiwa F7-B, L.P.	107,940株

(8) A種優先株式の内容

A種優先株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件①」をご参照ください。

第3号議案 第三者割当によるB種劣後株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1．に記載の理由により、下記2．に記載の要領にて、APファンド及び辰巳商会に対する第三者割当によるB種劣後株式（以下「本B種劣後株式」といいます。）を発行いたしたいと存じます。

なお、本B種劣後株式の発行条件は当社のおかれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、APファンド及び辰巳商会との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、当社は、本B種劣後株式の発行について有利発行に該当しないと判断しております。しかしながら、市場価格のない種類株式の価値評価については様々な考え方があり得ること等から、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の規定に基づき、本議案について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本B種劣後株式について、2024年9月30日現在の当社の総議決権数135,449個を分母とする希薄化率は約129.5%に相当することから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、本臨時株主総会において株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

本B種劣後株式の発行は、第1号議案、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1. 第三者割当による種類株式を発行する理由

第2号議案に記載の「1. 第三者割当による種類株式を発行する理由」をご参照ください。

2. B種劣後株式の要項

(1) 株式の名称

東邦亜鉛株式会社B種劣後株式

(2) 募集株式の数

17,537,026株

(3) 募集株式の払込金額

1株につき256.60円

(4) 増加する資本金及び資本準備金

資本金 2,250,000,437.5円（1株につき、128.30円）

資本準備金 2,250,000,437.5円（1株につき、128.30円）

(5) 払込金額の総額

4,500,000,875円

(6) 払込期間

2025年2月28日から2025年3月13日

(7) 発行方法

第三者割当の方法により、B種劣後株式17,537,026株を以下のとおり割り当てる。

投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズVII号	6,553,204株
APCP VII, L.P.	3,012,004株
CJIP (AP) VII, L.P.	2,020,920株
JBO(AP) VII, L.P.	3,051,614株
AP Reiwa F7-A, L.P.	389,852株
AP Reiwa F7-B, L.P.	560,873株
株式会社辰巳商会	1,948,559株

(8) B種劣後株式の内容

B種劣後株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件①」をご参照ください。

第4号議案 定款一部変更の件②

1. 変更の理由

本A種優先株式及び本B種劣後株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の新規発行を可能とするため、現行定款に所要の変更を行うものであります。

本定款変更②は、第1号議案乃至第3号議案が原案どおり承認可決されること並びに本A種優先株式及び本B種劣後株式の全てが発行されることを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略) (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>2,640</u> 万株 A種優先株式 300万株 B種劣後株式 1,800万株	第1条～第4条 (現行どおり) (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>7,000</u> 万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>7,000</u> 万株 A種優先株式 300万株 B種劣後株式 1,800万株
第6条～第45条 (条文省略)	第6条～第45条 (現行どおり)
附則 (条文省略)	附則 (現行どおり)

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社の経営体制及び内部統制の機能強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役の選任の効力は、本A種優先株式及び本B種劣後株式の発行が完了することを条件といたします。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (性別) (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	印 東 徹 (男性) (1973年 12月17日生)	<p>1996年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2003年1月 プライスウォーターハウスクーパーズ・フィナンシャル・アドバイザリー・サービス(株)(現PwCアドバイザリー合同会社)入所 2005年3月 (株) アドバンテッジパートナーズ入社 2015年3月 ファスフォードテクノロジ(株) 取締役 2015年6月 (株) LLホールディングス（現(株)ウェイブダッシュ）取締役 2015年9月 ファスフォードテクノロジ(株) 取締役 2018年6月 (株) ウェイブダッシュ監査役 2021年3月 ピアメカニクス(株) 取締役（現任） 2021年4月 サステナブル・バッテリー・ソリューションズ(株)（現エナジーウィズ(株)）代表取締役 2021年6月 サステナブル・バッテリー・ホールディングス(株) 代表取締役（現任） 2021年12月 エナジーウィズ(株) 取締役 2022年10月 エナジーウィズ(株) 取締役（現任） 2024年2月 (株) AP78代表取締役（現任） 2024年10月 (株) AP81ホールディングス代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) (株) アドバンテッジパートナーズ パートナー ピアメカニクス(株) 取締役 サステナブル・バッテリー・ホールディングス(株) 代表取締役 エナジーウィズ(株) 取締役 (株) AP78代表取締役 (株) AP81ホールディングス代表取締役</p>
	所有する当社株式の数	… - 株 本総会終結時の取締役在任期間 … - 年
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 印東徹氏は、監査法人、コンサルティング会社及び投資ファンド運営会社での業務経験から、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しております。 これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの持続的な企業価値向上に欠かすことのできない人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (性別) (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
	田中耕路 (男性) (1987年9月28日生)	2016年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2024年8月 (株) アドバンテッジパートナーズ入社 (重要な兼職の状況) (株) アドバンテッジパートナーズ ヴァイスプレジデント
2	所有する当社株式の数	… - 株 本総会終結時における取締役在任期間 … - 年
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)	田中耕路氏は、コンサルティング会社や投資ファンド運営会社での業務経験から、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しております。 これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの持続的な企業価値向上に欠かすことのできない人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。
候補者番号	氏名 (性別) (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
	宮本洋之 (男性) (1989年12月30日生)	2013年4月 三菱商事(株)入社 2015年7月 (株) 経営共創基盤入社 2022年5月 (株) アドバンテッジパートナーズ入社 2022年12月 エコロシティ(株)取締役 2023年5月 エコロシティ(株)取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株) アドバンテッジパートナーズ シニアアソシエイト エコロシティ(株)取締役
3	所有する当社株式の数	… - 株 本総会終結時における取締役在任期間 … - 年
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)	宮本洋之氏は、大手総合商社やコンサルティング会社、ファンド運営会社での業務経験から、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しております。 これらのことから、取締役会の機能強化と当社グループの持続的な企業価値向上に欠かすことのできない人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) ① 各候補者は、社外取締役候補者であります。
- ② 当社は、印東徹氏、田中耕路氏及び宮本洋之氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。
- ③ 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ④ 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考) 取締役の専門性及び経験 (スキルマトリックス)

候補者属性 氏名 地 位	戦略 (事業再生・ 企業変革)	財務・ 税務・ 資金管理・ IR	調達・ リサイクル	技術開発・ 生産管理	営業・ マーケティング	IT/DX	人的資本	法務 コンプライアンス	ガバナンス・ ESG
伊藤 正人 代表取締役	●			●	●	●			●
佐藤 義和 取締役	●		●		●		●	●	●
[社外] 独立 鷲巣 寛 取締役	●				●		●	●	●
[新任] [社外] 印東 徹 取締役	●	●	●				●		●
[新任] [社外] 田中 耕路 取締役	●			●	●	●	●		●
[新任] [社外] 宮本 洋之 取締役	●	●				●	●	●	●
[社外] 独立 青野 豪 取締役 (監査等委員)	●	●					●		●
[社外] 独立 中川 有紀子 取締役 (監査等委員)	●			●		●	●		●
飯塚 茂 取締役 (監査等委員)	●			●		●			●

[再任] 再任取締役候補者 [新任] 新任取締役候補者 [社外] 社外取締役またはその候補者
[独立] (株) 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員またはその候補者

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区六本木三丁目2番1号
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター 住友不動産六本木グランドタワー9F
南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
日比谷線・大江戸線「六本木駅」徒歩6分
日比谷線「神谷町駅」徒歩10分



開催場所を第125回株主総会から変更しております。ご来場の際は上記のご案内図をご参照ください。近隣の別の施設「ベルサール六本木」とお間違えなきようご注意ください。



東邦亞鉛株式会社
TOHO ZINC CO., LTD.

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目18番19号 (UD神谷町ビル)
電話 (03) 4334-7313 Fax (03) 5470-1025 <https://www.toho-zinc.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。